

1. 議事日程（第19日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第52号 上天草市入札監視委員会設置条例の制定について
2. 議案第57号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
3. 議案第61号 平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
4. 請願第 4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第57号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
2. 議案第62号 平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
3. 議案第63号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
4. 議案第64号 平成26年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）
5. 議案第69号 財産の無償貸付について
6. 請願第 5号 「農協改革」に関する請願書
7. 陳情第 9号 中小業者への仕事確保を求める要望書

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第53号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
2. 議案第54号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
3. 議案第55号 上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
4. 議案第56号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
5. 議案第57号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
6. 議案第58号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
7. 議案第59号 平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
8. 議案第60号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
9. 議案第65号 平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
10. 議案第66号 平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）

1 1. 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算 (第 1 号)

1 2. 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の額の減少について

日程第 4 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度上天草市一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(18名)

議長 堀江 隆臣

1 番 嶋元 秀司	2 番 切通 英博	3 番 平田 晶子
4 番 何川 雅彦	5 番 田中 辰夫	6 番 宮下 昌子
7 番 西本 輝幸	8 番 高橋 健	9 番 小西 涼司
1 0 番 島田 光久	1 1 番 新宅 靖司	1 2 番 田中 万里
1 3 番 園田 一博	1 4 番 桑原 千知	1 5 番 渡辺 勝也
1 6 番 田中 勝毅	1 7 番 津留 和子	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	藤本 敏明
総務企画部長	静谷 正幸	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	川端 義孝
教育部長	舂本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	市長公室長兼総務課長	村川 和敬
会計管理者	木本 昌亮	水道局長	藤島 幸治
財政課長	坂田 結二		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

報道機関より写真撮影の申し出がっておりますので、これを許可しております。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

まず、総務企画部長から発言の申し出がございましたので、これを許します。

総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） おはようございます。

先日の談合情報の件につきまして、市が現在まで審査をした経過について説明させていただきたいと思っております。

去る9月13日土曜日3時40分に、熊本日新聞社より、天草総局へファクスにより談合に関する情報が寄せられたと新聞社から口頭により市に情報が寄せられました。

内容につきましては、平成26年9月17日水曜日入札（予定日）の平成26年度道改第1号、市道環状西2号線道路改良工事及び平成25年度港建第3号、上天草港（江樋戸港区）改修B工事について、落札業者及び落札金額についての記載があり、市道環状西2号線道路改良工事については斎藤建設、上天草港江樋戸港区改修B工事については川口住建工業が落札し、落札金額については予定価格の95%前後という内容であった。

それを受けまして、同日、市では公正入札調査委員会を開催し、その内容について審議を行ったところであります。

内容につきまして審査した中で、通報者に関する情報がないこと、談合情報に、いつ、どこで、誰がなど、談合の事実を確認できるものがなかったこと、落札情報として確定できるものが落札業者名のみであること、落札金額が95%前後と曖昧であり、明確に書かれておらず、市が公開している情報から推測が可能であることなどを鑑み、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に反する行為があったと判断するための情報としては乏しいことから、公正入札調査委員会では業者の事情聴取の必要性はないと判断し入札を続行いたしました。

落札結果は、平成26年度道改第1号、市道環状西2号線道路改良工事については、落札予定会社斎藤建設に対し落札者斎藤建設、予定価格が税抜きで4,077万7,777円に対し3,970万円を、落札予定価格の情報の95%前後に対し97.3%。

平成25年度港建第3号、上天草港（江樋戸港区）改修B工事については、落札予定会社川口住建工業に対し落札者川口住建工業。予定価格は税抜きで2,069万4,444円に対し2,015万円落札予定。95%前後に対し97.3%という結果でありました。

本案件は、平成26年9月17日付で落札されたところでありますが、談合情報にあった落札予定者と実際の落札者が一致し、落札率が97.3%という高い数字で落札されており、市道改良工事と上天草港改良工事の双方とも、落札率も同一であったところであります。

このことを踏まえまして、平成26年9月18日に公正入札調査委員会を開催し、本日事業者

への事情聴取を予定しているところであります。

以上であります。今までの経過ということで報告させていただきました。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第52号、上天草市入札監視委員会設置条例の制定についてほか3件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、9月11日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第52号、上天草市入札監視委員会設置条例の制定についてでございますが、委員から、条例案では、委員会の事務として指名や入札が行われた後のことが主にうたわれているが、本来の監視機関としての効果が見込めるのかとの質疑があり、執行部から、第三者機関については、その入札の内容等を審議し、市長に対し意見の具申を行うこととしており、その内容については市としてもホームページ等で公表していくこととなる。国が示している地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルに基づくものであり、基本的には入札等が行われた結果の内容について審議する委員会であるとの答弁でありました。

また、委員から、監視委員会の構成について、技術・法律分野の専門委員のほか、まちづくり委員会等の市政に関心のあるものがあるが、土木分野においては特殊な面も多く、専門的な知識も必要と思われるため、委員の選任については慎重に行うべきとの意見があり、執行部から、委員の選任に当たっては、より幅広い視点で調査や審議を行い、入札及び契約の透明性を図ることが必要なため、さまざまな分野の学識経験者をバランスよく選任したいと考えている。委員御指摘の件も踏まえ、今後規則を定めて慎重に検討してまいりたいとの答弁でありました。

また、委員から、監視委員会の審議対象は、随意契約については130万円以上の建設工事と認識してよいのかとの質疑があり、執行部から、130万円未満の随意契約については、契約上軽微な契約ということで取り扱われていることから、130万円以上の建設工事を対象としてその内容を審議していただくこととしているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、コンサル等の委託契約に関しては、監視委員会では取り扱わないのか。取り扱わないのであれば、今後は委託契約も審議対象となるよう検討していくべきとの意見があ

り、執行部から、国が示している地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルにおいて、建設工事における入札監視と定めてあることから、今回はコンサル等の委託契約については対象外としている。今後は委員御指摘の件も踏まえ、随意契約や低価格入札調査等の契約に関しても審議対象となるよう検討を行ってまいりたいとの答弁でありました。

また、委員から、これまで建設業協会等の団体から入札のあり方についての要望や申し入れ等があると思うが、今後そのようなケースは一次苦情あるいは二次苦情の処理という形で運用されると理解している。例えば、過去に談合情報等が流れたことがあったが、そのようなケースの今後の対応はどのようになるかとの質疑があり、執行部から、談合情報については基本的に上天草市公正入札調査委員会で審議する内容であり、対処法を含めた審議結果を監視委員会へ報告することになるとの答弁でありました。

また、委員から、原則として定例会を6カ月に1回開催し、必要に応じて随時会議を開くということだがどのようなケースが想定されるのかとの質疑があり、執行部から、建設業者等からの一次苦情申し立てについては、公正入札調査委員会、または建設工事等指名委員会において審議を行い回答することになるが、回答に対する不服があった場合に、二次苦情処理として臨時会を開催し審議を行うとの答弁でありました。

また、委員から、この監視委員会で入札に不適切な点があったと判断された場合、どのような対応になるのかとの質疑があり、執行部から、基本的には監視委員会から市長へ具申という形で報告があり、それを公表するという事となるとの答弁でありました。

これを受け、委員から、監視委員会で不適切があったという具申があったとしても、入札は既に終わっている状態であり、行政としてどう対処するのか。監視委員会では罰則等も規定できないため、不適切な点等を認められた場合も前提に考えておくべきではないかとの質疑があり、執行部から、行政として適切な入札制度の運用に努めていくことが重要であり、そのようなことが起きないように審議内容を細かく定めていく必要があるとの答弁でありました。

これを受け、委員から、結局、監視委員会の庶務を総務企画部に置くということは、全て内部で処理してしまうことになり、厳しい指摘がなされても改善されないのではとの危惧がある。せめて監査委員事務局レベルの独立性を持たせて運用を図るべきではないか。せっかくよいものをつくるのだから、うまく機能するよう改善しながら運用して行ってほしいとの意見がありました。執行部から、第三者機関としての本委員会は、透明性並びに公正な競争を確保するための独立した機関として位置づけている。委員構成に監査委員を入れているのも、自治体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有しているからである。万が一にもあってはならないが、不適切な部分を指摘された場合は、どこに誤りがあったのか、どこが適切でなかったのか、そこに至った経緯や方法について再度見直し、改善しながら公正な運用に努めてまいりたいとの答弁でありました。

以上のように慎重に審査いたしました結果、本件につきましては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）の所管部門についてでございますが、まず、総務企画部所管について、委員から、旧松島庁舎等解体工事、旧保健センター等解体工事については、国のがんばる地域交付金を充当するとのことだが、解体の時期、期間について伺いたいとの質疑があり、執行部から、がんばる地域交付金を活用することから、年度内の完了が条件となる。そのため、今月から計画準備に入り、11月に測量設計を行い、1月以降に発注し、3月20日を完了日と予定しているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、工事期間中は地域住民への騒音等が心配されるが、地域への周知はどのように行うのかとの質疑があり、執行部から、周知等については、工事に入る前の早い段階で直接出向いて、跡地の利活用も含めたところで行いたいと考えているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、現時点では跡地利用についての協議はなされていないのかとの質疑があり、執行部から、跡地利用については検討委員会を立ち上げ、地域住民の代表者並びに地元議員の方々にオブザーバーとして加わっていただき、行政財産としての利用、地域の利用、企業誘致、普通財産としての売却等について協議を行いたいと考えているとの答弁でありました。

また、委員から、例年国の経済対策の補正予算に関しては、年度末の工期に追われて苦しい工程を組まざるを得ない状況だが、基金扱いにして次年度に予算の執行を延ばすような運用をしている自治体もあると聞くが、そのようなことも可能なのかとの質疑があり、執行部から、以前の交付金では、基金に繰り入れて次年度に持ち越してもよいという条件がついていたが、今回のがんばる地域交付金については、基金に繰り入れることが認められていないため、今年度中に事業を完了しないといけない。既存の事業に充当することも選択肢の一つだったが、旧庁舎等の解体工事を控えていた関係で、こちらに充当したほうが効率的と判断したところであるとの答弁でありました。

関連して、委員から、このような状況時に、自由に使用できるような基金制度を市独自で作っておくことで、先にその基金を活用して早めに事業を実施し、国の交付金を受けた時点で基金に戻すという運用ができれば工期に余裕をもった発注等も可能になるのではないかと、実際に民間等はこのような基金運用で事業を展開しているが、自治体ではどうなのかとの質疑があり、執行部から、現在本市においては工事等に活用できるような基金条例の設置がないことから、今後は議員ご指摘の件も踏まえたうえで基金条例の制定について前向きに検討してまいりたいとの答弁でありました。

関連して、委員から、このような状況時に自由に使用できるような基金制度を市独自でつくっておくことで、先にその基金を活用して早目に事業を実施し、国の交付金を受けた時点で基金に戻すという運用ができれば、工期に余裕を持った発注等も可能になるのではないかと。実際に、民間等は、そのような基金運用で事業を展開しているが、自治体ではどうなのかとの質疑があり、執行部から、現在、本市においては、工事等に活用できるような基金条例の設置がないことから、今後は、委員御指摘の件も踏まえた上で、基金条例の制定について前向きに検討してまいりたいとの答弁でありました。

関連して、委員から、工事等に関しては早目の着工を目標に、無理のない工期で余裕を持って事業が完了するよう全部署への周知徹底をぜひお願いしたとの要望がありました。執行部からは、今後は、12月あるいは3月に事業が完了したという報告ができるよう努めていくと同時に、工事の進捗状況等をチェックしながら、予算の適正な執行を心がけてまいりたいとの答弁でありました。

また、委員から、新松島庁舎について、開庁して1年半足らずだが、塗装の剥離やカビ等が非常に目立つ状況である。県からも表彰され、視察等も多い中、対応策の検討はないのかとの意見があり、執行部から、新松島庁舎については、環境に優しく、木材も呼吸ができるような塗料で塗装されているため、雨風等の影響でそのような劣化が著しく進行している状況である。今後の適切な維持管理の方法については、市民窓口課等とも協議を行っており、次年度予算には庁舎の維持管理費として計上し、柔軟に対応できるよう努めてまいりたいとの答弁でありました。

関連して、委員から、塗装の剥離やカビ等の対策として、次年度の当初予算で維持管理費として計上するとのことだが、そもそも1年半程度しかたっていないにもかかわらずそのような補修が必要になったこと自体に問題があるのではないのか。計上の際は、誤解のないよう納得のいく説明をお願いしたいとの意見がありました。

また、委員から、ふるさと応援基金について、本市は県内においても納税額が高い自治体であるとのことだが、その要因等は分析しているのかとの質疑があり、執行部から、分析等は行っていないが、本市に対して熱い思いを持っておられる方々の気持ちと、産業雇用創出課や東京事務所、大阪事務所職員のPRの成果が納税額にあらわれているのではないかと考えているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、特産品等も贈呈せずにこの結果が得られていることはすばらしいことだが、熱い思いを持って納税された方には熱い思いを返してもよいのではないか。今は高い水準かも知れないが、熱い思いがいつまで続くかわからない。財源としては今後貴重になってくると思われ、この水準を維持していくためにも、お礼として独自の対応を考えていく時期に来ているのではないのかとの意見があり、執行部から、市民生活部の調査によると、本市から他の自治体へ納税されている件数は2件ということだが、現時点では少ないが、本市にとっての自主財源となる市税を他の自治体へ納税する方が今後増えることも予想されるため、その数字を注視しながら、特産品等の贈呈も視野に入れた独自の秘策について時期を見極めてまいりたいとの答弁でありました。

市民生活部所管につきましては、特に質疑等はございませんでした。

以上のような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本件につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願についてでございますが、まず議会事務局長から、同様の請願が平成24年12月定例会で付託され継続審査となったこと、また、平成25年3月定例会での審議内容について説明がありました。

委員からは、かつてない高齢社会を迎えるに当たって、社会保障の財源をどこから捻出するのか、若い世代に負担を押しつけていいのか等を考えれば、採択することには疑問を感じるといった前回と同様の意見が多数を占めたことから、本件につきましては不採択とすることに決定いたしました。

最後に、予備費充用について税務課より報告がありました。

平成26年6月6日付で、上天草市固定資産評価審査委員会へ、土地及び償却資産の評価について、時価を大きく上回る評価がなされているため、その評価額の修正を求めるとの審査の申し出があった。その後、審査委員会から、8月8日付で審査結果の通知があり、償却資産については適正な価格であったものの、土地については評価基準に基づく適正な価格に是正するよう求めると決定されたことから、早急に鑑定委託をする必要が生じたため、予備費充用に至った旨の報告を受けました。

以上が委員会で審査をした主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げて、委員長報告を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 今、報告がありましたが、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願ですけれども、今、委員長から社会保障云々ということで意見が出たということですので、ほかにはどんな意見が出たのか教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 重複しますが、消費税そのものが上がらなければそれにこしたことはない。ただ、今、私が報告した中で言ったことが主な内容であり、それぞれの思いは、似たような話が出た中で、今、言ったことの集約をこの文章にしたわけでございます。変わった意見というのは出ませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） いいですか。ほかにご覧いませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれで質疑を終わります。

議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

○議長（堀江 隆臣君） 6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 今の消費税増税の撤回を求める請願ですけれども、委員会では、高齢化を迎える社会保障をどこから捻出するのかというような意見が主だったということですが、この請願は、上天草市に在住の小規模な自営業をなさっている方たちが主に出されたんですけれども、商売をなさっている方以外にも、皆さん全てが、4月から消費税が8%に上がったということでも大変苦しい思いをしておられます。さらに10%に上がるのを何とかやめてほしいという請願です。税というのは能力に応じた負担、応能負担が原則だと思います。ぜひ市民の皆さんの声を聞くということで、今、不採択ということでしたけれども、私は上天草市議会としては採択すべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論は終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第52号、上天草市入札監視委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議案第61号、平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第4号、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）ほか6件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） おはようございます。

本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る9月12日に委員会を開き、全委員出席のもと審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず初めに、予備費の充用及び予算の流用について報告がありました。

農林水産課長から、7月の大雨により農道の路肩の崩壊などの災害が発生し、土砂の撤去費用や災害復旧工事設計委託などの4項目679万6,000円を予備費から流用しました。また、小屋河内漁港の浮棧橋を固定するチェーンの1本が切れて、もう1本の腐食が激しいことが判明し、上天草総合病院の利用者等の安全を図るため127万5,000円を予備費から流用し補修しましたとの報告がありました。

次に、建設課長から、6月23日から7月6日までの大雨により、市道の路肩や家裏の土砂崩れなどが発生し、土砂撤去のための機械借り上げや災害復旧工事設計委託料など、総額326万5,000円を予備費から充用しましたとの報告がありました。

また、干切漁港の臨港道路整備について、測量設計において専門的な知識が必要なことから、測量設計委託料として126万6,000円を工事費から流用しましたとの報告がありました。委員から、工事の設計を安易に業者に委託するのではなく、職員で設計できるものは原課で設計を行い発注すべきではとの意見があり、執行部から、職員で設計できるものは、人材育成や経費の削減を含め、できるだけ対応するよう努めますとの答弁がありました。

報告事項は以上です。

次に、議案審査について報告します。

まず、議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）の所管部門について、経済振興部所管の補足説明で、商工費に計上している水上セスナ機を活用した上天草魅力再発見事業は、当初予算書では、上天草市温泉郷知名度向上事業に含まれており、項目の記載漏れがあったことの報告がありました。

歳入においては、商工費県補助金の地域づくり夢チャレンジ推進事業は、事業費の2分の1を計上しているのかとの質疑に、執行部から、事業費の2分の1以内を計上していて、観光費で広告料や自動車等借り上げ料等を予算計上し、事業を実施しますとの答弁がありました。

委員から、広告料の内訳はとの質疑に、執行部から、天草観海アルプス事業に100万円、トレッキングフェスティバルに200万円を計上し、雑誌広告やテレビ・ラジオ等で事業の広報を行いますとの答弁がありました。

諸収入においては、雑入の農林水産物ブランド推進業務委託料返還金はどのような返還金かと

の質疑に、執行部から、平成25年度にブランド推進協議会に委託料を支払っていて、その返還金として計上しましたとの答弁がありました。

また、前島地区総合開発協力金の84万円は、藍の村観光さんの半年分の賃借料と考えていいのかとの質疑があり、執行部から、隣接する土地評価を参考とした評価額の3%を貸付料相当額として算出し、半年分として計算していますとの答弁がありました。

次に、歳出では、商工費において、事業計画の進捗により予算の増減を行うことは理解できるが、国立公園内の工事を実施する場合、国との協議を行うことは事前にわかっていることなので、当初予算に計上し、取り組むべきではなかったのか。また、国道の交差点は、平成27年度に工事着工できるのかとの質疑に、執行部から、この区域は自然公園の第3種特別区域となっており、国との協議に必要な資料作成として補正予算に計上するものです。自然公園の手續及び道路工事に関する協議や詳細設計を今年度中に終え、平成27年度には工事に入りたいと考えていますとの答弁がありました。

同じく商工費で、特別旅費の70万円の内容と渡航の成果は委員会に報告するのかとの質疑に、執行部から、産業雇用創出課及び観光おもてなし課から1名ずつの旅費として計上しており、その他通訳等の費用については、新・地域再生マネージャー事業から支出を予定しています。渡航の目的は、シチリア島のアグリジェント市長への表敬訪問、地域産物や将来的な友好都市締結に向けての調査等で、その成果については、委員会へ報告を行う予定ですとの答弁がありました。

水上セスナ機を活用した上天草魅力再発見事業では、水上を離発着するセスナ機の十分な安全対策の確保や、漁協との調整は済んでいるのかとの質疑に、執行部から、セスナの安全性や天候不順による安全対策については、関係者と十分協議を行い、中止も含め万全を期します。また、セスナ離発着の海域の利用については、海上保安部や漁協との協議が済んでおり、離発着海域の安全対策として、漁協やマリーナ等へのチラシ配付による啓発や、4隻の監視船を配備し、周辺の遊漁船等の監視などを行う予定ですとの答弁がありました。

委員から、搭乗の抽選は当日でなく事前に行うべきではなかったのか、抽選に外れた方の対策など考えているのかとの質疑に、執行部から、まず、上天草市に来ていただきたいとの思いで当日抽選としました。抽選は朝と昼の2回に分けて行う予定で、抽選に外れた方の対策として、マルシェの開催や遊覧船の搭乗案内などを行うことで上天草の魅力を発信したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、建設部所管では、港湾費の上天草港（阿村港区）の護岸の補修工事を行う理由について質疑があり、執行部から、平成25年度の護岸工事で上部の施行を行い、竣工検査時の沈下は許容範囲の数値でした。その後、平成25年12月より平成26年7月まで護岸沈下の測定を行っており、5月から7月までは沈下が見られないことから、今回の補修工事費の計上となりました。今後、業者との打ち合わせ等を綿密に行うなど、慎重に工事の進捗を図りますとの答弁がありました。

同じく港湾費の大道港区のしゅんせつ工事に伴う浮棧橋の使用について質疑があり、執行部か

ら、新浮棧橋は、しゅんせつ工事が終了し、フェリーの航路変更承認後に使用する予定です。現在使用している可動橋等は、新浮棧橋への移行に伴い撤去の予定ですとの答弁があり、委員から、しゅんせつはどのくらいの周期を想定しているのかとの質疑に、執行部から、直近のしゅんせつは平成11年度の台風のとくに行っています。今までの実績から10年に1回と想定していますが、台風の影響や土砂の堆積状況により、しゅんせつの時期を判断しますとの答弁がありました。

次に、道路橋りょう費の惚平石広崎線の道路改良の進捗状況について質疑があり、執行部から、兵庫県在住の土地所有者が道路拡張での土地売買に同意されたことから、契約のための旅費、測量委託及び用地購入費を今回の補正予算で計上しましたとの答弁がありました。また、委員から、今回の道路改良工事は、道路の危険度などの優先順位をもとに行うものかとの質疑に、執行部から、区長さん等から要望があった道路補修箇所をランクづけして、危険度の高いところから実施します。また、交通安全施設は、市全体及び湯島地区の安全パイプなど腐食の激しいところを補修しますとの答弁がありました。

次に、都市計画費の景観計画策定業務委託では、景観計画の内容及び撤去に該当するものなどの対策について質疑があり、執行部から、現在は屋外広告物の大きさや色などの統一性がないため、景観形成の基準や景観計画の方針を定めるものです。建設当時は許可がおりた広告物が撤去対象になることもありますので、景観計画策定委員会において、撤去対象の取り扱い等十分協議していただきますとの答弁がありました。

次に、住宅費の市営住宅改修工事では、龍ヶ岳地区の市営住宅はシロアリ被害が多いと聞く。シロアリや塩害などによる腐食などの状況や原因を調査し、対策を講じるべきではないかとの質疑に、執行部から、原因を十分調査し、今後、住宅の維持や修理等に生かしていきますとの答弁がありました。また、市営住宅に関し、古くなった住宅は、周囲への影響等を考慮し、廃止や解体の方針とのことだったが、方針の変更があったのかとの質疑に、執行部から、古くなった住宅は廃止の方針です。入居できる住宅と廃止する住宅をはっきり示すようにしますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第62号、平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）では、3Dプロジェクターのグレードや自然災害等による保険の加入について質疑があり、執行部から、自然災害等による保険には加入していますが、今回の故障の原因は落雷等による故障でないため、保険の適用はありません。プロジェクターは約20年使用していて、交換部品がなく修理もできないので、新規購入として計上しました。グレードについては、現在のものに比べ、同等以上のものを購入予定ですとの答弁があり、委員から、入館者の減少による運営方針の見直しは行うのかとの質疑に、執行部から、入館者は毎年減少傾向にあるため、展示改修等の基本構想・基本計画を策定し、運営委員会において、現在の運営計画や方針を抜本的に見直す予定ですとの回答がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第63号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、私道などの民間の土地には下水の配管はできないと聞いたが、加入者をふやす工夫を行うべきではとの質疑に、執行部から、下水管が届いていない箇所の原因調査を行い、加入促進に努めます。なお、私有地では、下水道の配管はできませんとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第64号、平成26年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）では、この事業は何年度で終了するののかとの質疑に、執行部から、平成31年度で終了の予定ですとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第69号、財産の無償貸付については、執行部から、事業に関する道路整備の進捗状況や、住民説明会の経過及び民間企業との進出協定の締結による着手予定についての説明がありました。

委員から、無償貸付期間を10年とした理由及び企業は市との協定を締結し進出される中、10年間無償など悪いイメージを与えかねないので、市民の方に誤解がないように何か対策はないのかとの質疑に、執行部から、市外からの進出企業については、地元に着する期間として、市有地の場合は3年間の無償貸し付けを実施しています。今回の無償貸付期間は、総務省の一般会計補助金等に係る財産処分についての中で、10年を一つの判断基準と示してあることから10年としました。また、企業は努力して進出されますので、誤った情報など、企業イメージが損なわれないよう説明を行うなど努力しますとの答弁がありました。

委員から、国道の交差点協議や前島地区の住宅街への交差点の取りつけは、今後、どのように進めるのかとの質疑に、執行部から、熊本県警や道路管理者との協議では、右折や左折レーンなど、より詳細な交差点の取りつけ協議を行う予定です。住宅街への右折については、住民の方と協議を行いながら安全確保に努めますとの答弁があり、委員から、交差点の工事は平成28年度に完了予定なのか。民間の施設は平成27年度オープン予定で、工事と重なり渋滞を起こすのではないのかとの質疑に、執行部から、道路工事については、平成27年度内の早期完了を目指して施工手法を検討しているところです。工事期間中の対応として、民間施設のオープンや地区住民の生活に支障がないように、仮設道を設置し対策を講じますとの答弁がありました。

委員から、栈橋の利用についての質疑があり、執行部から、前島地区の方や観光に携わる方、一般の方の使用、また、駐車場等の利用も含め、一元的に使用料など条例の整備を行う予定ですとの答弁がありました。

委員から、本会議で土地の貸し付けは特例との答弁だったがとの質疑に、執行部から、総務省

の地域の元気創造プランに基づき事業を実施するもので、産・学・官・金の地域イノベーションサイクルを推進する共同事業者の民間企業に対し、制度に基づき無料で土地を貸し付けるものですとの答弁がありました。

なお、委員会では、執行部に対し、地区説明会での説明資料や住民から出た意見などは、住民から問い合わせがあった場合に回答できないので委員会に提出をお願いしたいとの要請を行いました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第5号、「農協改革」に関する請願書は、国が示した規制改革自主計画に盛り込まれた農協改革に対し、国に意見書の提出を求めるもので、委員から、農協改革に対し、末端の組合員である農家はどのような意見があるのか。また、国の制度改革を実施することで、市内の農家のメリットとなるのかなど、判断する資料が乏しいとの意見がありました。

本件につきましては、以上のような意見を踏まえ、慎重審査の結果、継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第9号、中小業者への仕事確保を求める要望書は、平成23年度から25年度までの3カ年において実施した住宅リフォーム事業の復活及び商店版リフォーム助成制度の新設を求めるものであり、委員から、3カ年で終了した理由と、事業の効果はどの質疑に、執行部から、実施期間を3年と区切り、補助金交付による住宅リフォームの効果を検証する目的で実施しました。3年間で107件1,675万4,000円を交付し、約2億3,300万円の費用対効果でしたとの答弁に、委員から、事業の効果を踏まえ、今後実施する予定はあるのか。また、事業の問い合わせなどなかったのかとの質疑に、執行部から、事業の効果など、建設業者等の実施者に聞き取り調査を行い、事業の効果を検証し判断します。事業の実施などの問い合わせについては、4月以降7件ありましたとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような意見を踏まえ、慎重審査を行い、起立採決の結果、採択とすることに決定しました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議をいただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査・調査の申し出をすることを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく願います。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 一般会計補正予算3号について、1点だけお尋ねいたしたいと思えます。

大道港浮棧橋の今後の処遇ということで、中身は大体理解しました。可動橋を今度は撤去されるということで、今後、料金設定とかそういう審議はなされなかったのか、現状の料金になるの

か、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 料金設定の話はなかったと思います。ただ、浮棧橋について、要る人には無償で譲ってもいいという話は出たと思います。

○10番（島田 光久君） 私が聞いたところによると、可動橋を廃止して、今度は新しい浮棧橋を全面的に使うことになると思うんですけど、利用者の方が、1回幾らとか月幾らの料金設定ができるのかできないかという問い合わせもあっていると思うんですよ。今後の利用の場合に、そういう料金設定はまだ執行部のほうで検討されていないんですよ。なかったということは。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） なかったでしょうが。

○10番（島田 光久君） はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

14番、桑原君。

○14番（桑原 千知君） 今の委員長報告の中で、請願5号の農協改革に関する請願書が継続審査ということで報告を受けましたけれども、農家の人のそれぞれの意見があると思いますけど、農協団体の評価ですね。一次産業を支える地元の農協が、国の進める政策について意見を提出してくれと言っている、農家の声と受けとめていいのではないかと私は思って、これの採択について、していいような内容の話は出ませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 先ほど報告したことに重複しますが、委員会では、農協改革に対し、末端の組合員である農家はどのような意見があるのか、また、どのようなメリットがあるのかなどの、そういう詳細な――、委員会で判断する資料が乏しい中では、これは簡単にすべきではないと。そして、委員会閉会間際に書類が出ましたけれども、委員会終了前ですので、まだ私たちもよく見ておりません。

そういうことで、12月まで継続ということで、JAからの詳しい説明や、あるいは農家の組合員を寄せた中の取り組み等、そういう経過を見ていきたいし、私たちも各農家からいろいろな意見を聴取したい、そのように思いまして、継続審査としたところであります。

○議長（堀江 隆臣君） 14番、桑原君。

○14番（桑原 千知君） 二度返しですけど、この農協の請願そのものに対して、やはり天草市あたりも同じような請願が出てるわけですよ。聞くところによれば、天草市のほうは採択されたような話を聞いた中であえて質問させていただいたわけですけども、資料等が不足とか、委員会で判断する材料がないということでありまして、農業団体がこういう形で出すということであれば、事務局のほうもそれなりの書類をそろえて、審査の対象にならないという報告ではいけないと私は思いますので、その辺は今後十分考慮していただいて、検討していただければと思って質問させていただいたわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私も、今の農協改革の請願についてですけれども、委員会では、今、委員長が報告されたように、農家の現状がどういうものかというのがはっきりつかめてないからということでしたけれども、例えば、原課の執行部の担当課のほうではどういう声を聞いているとか、そういうのは質問とかなかったんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） この件につきましては、先ほど言いましたように、委員会閉会前に資料なるものを担当課からいただいたわけですし、まだ中身を詳しく精査しておりません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） これは、早く請願というものは出ていたわけですから、委員会としては、農家の現状がどうなのかということは、委員会を開催する前に、さっき桑原議員も言われましたけど、もう少し精査して――。これは現場の農家の方たちの思いで出されているわけですから、その辺はもう少し、各自で勉強して臨むべきではなかったかなと私は思いますが。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 今の意見に対しては、若干意見が違います。そういうことで、我々は、市内の農家の皆さんを守るべきであって、中身は今から精査しないとわかりませんが――。そして、これはJAのことですから、恐らく全国一斉に各自治体に請願を出していると思われませんが、何分にも、うちの委員会の前には、ただ請願書だけで、中身のどういうことかも書いてありませんし、判断するには余りにも資料が乏しいということで継続にしました。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 無償貸し付けについて1点だけお尋ねしたいと思います。

中身は大体、今の委員長の報告で理解したんですけど、これまで、進出企業3年間無償貸し付けということでされて、今回、特別に10年間無償貸し付けということになっているんですけど、実質的には、民間の方がそれ以上に負担されると、年間170万円くらいということになるんですけど、10年間無償貸し付けしなさいと総務省の命令か何かがあって市が取り組まれるのか、その辺は何か議論はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） これも重複しますが、これは総務省の事業によってのことですから。地域の元気創造プランという事業にのっとった事業です。ですから、この事業についての企業、いわば産・学・官・金の連携の中で、企業がこれに賛同されて参加される、そうい

う制度でありますから、この制度に基づいて国が補助金を出すわけですから、実際その土地の分をもらうわけにはいくまいという判断だろうと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、国から10年間無償貸し付けしなさいと市に働きかけがあったわけじゃないんですよね。市が単独で10年間無償貸し付けという形になるんですか。国の指導のもとで10年間無償貸し付けという形になったのか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 市の単独というより、総務省の事業のなかで、前のほうでも報告したと思いますけども——。（「委員長、指導があったって言えば」と呼ぶ者あり）ということで、総務省から土地代は取れないという指導があったそうです。だから、10年間の判断は市がしたそうです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれで質疑を終わります。

議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第69号、財産の無償貸付についてですけど、今、質問などもありましたが、これは藍の村観光株式会社に対し、市有地を10年間無償で貸し付けるというものですけれども、地元の企業が雇用をたくさん生み出し、進出するということで、地元の企業を応援すべきだとは思いますが、誘致企業に対しては、今、3年間が無償貸し付けとなっております。誘致企業も雇用対策として来ていただいているわけですが、その誘致企業との整合性もとれないのではないかなというふうに思います。不公平がないようにすべきです。よって、議案第69号、財産の無償貸付については反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第62号、平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたします。

した。

次に議案第63号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第64号、平成26年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第69号、財産の無償貸付についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号、「農協改革」に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号、中小業者への仕事確保を求める要望書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第53号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてはか11件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る9月10日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

初めに、議案第53号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員より、保育所と幼稚園が基準に基づいた施設であれば認定こども園に認定できる条例なのかとの質疑があり、執行部より、幼児期の教育・保育を実施する施設としては、認定こども園を含め、保育所、幼稚園、小規模保育事業等があり、この条例は認定こども園に移行できるということではなく、子ども・子育て支援新制度では、支援に係る仕組みが給付と事業に分かれ、給付に係る確認等の基準を定めたものであり、給付については、本来は保護者に個人給付となっているため、教育・保育に対する給付が確実に教育・保育に充てられるように、給付対象施設として確認を受けた教育・保育施設等については、代理受領ができることをあわせて定めたものである。

また、本会議において質疑のあった認定こども園については、現在検討している事業所が2カ所あり、認定こども園となると、保護者と事業所の直接契約になり、認定こども園に保育料を支払う形になるとの答弁がありました。

委員より、認定こども園を検討している事業所が2カ所あるとのことだったが、認定するとなった場合、教員免許が必要なのかとの質疑があり、執行部より、認定こども園は4つに類型され、幼保連携型であれば教育施設と児童福祉施設の二つの機能を有するが、上天草市には幼稚園がないため、現在検討中の事業所が認定こども園に移行する際は保育所型になる。この場合、暫定期間を設けて教育部分の資格を取得すれば運営することが可能であり、移行時点での幼稚園教員免許は必要ないとの答弁がありました。

そのほか、委員より、市として認定こども園等を推進していくのかとの質疑があり、執行部より、市が認定こども園、幼稚園等の施設の設置を促進するという考えはないとの答弁がありまし

た。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決することと決定をいたしました。

次に、議案第54号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員より、この事業は湯島地区が該当すると思われるが、保育士の資格が必要なのかとの質疑があり、執行部より、保育士の資格は不要で、一定の研修を受け、市長が認めた者が家庭的保育に従事できるとなっているとの答弁がありました。

委員より、一定の研修とはどのようなものかとの質疑があり、執行部より、条例の第23条に記載されており、新たな制度の研修については、今後、国が基本的な部分を示してくると思われる。また、現在も家庭的保育事業は制度としてあり、研修の内容が7項目定められ、それぞれ指定された時間数の研修を受けた者が家庭的保育者になることができるとなっているとの答弁がありました。

また、委員より、この条例では資格の部分が曖昧になっている。条文に資格を有する者と明記し、附則で、市長が定めた場合はこの限りではない等の文言を入れるべきだと思うがどうかとの意見があり、執行部より、この条例については、国が示した基準により定めているが、事業を行う上で資格は基本的な部分であるため、認可をする場合の指針については、今後、細かく規定し、よりよい家庭保育事業にしたいとの答弁がありましたが、委員より、どうしても資格については曖昧な記載であるため、賛成できないとの意見がありました。

このほか、委員より、家庭的保育を利用した際の保護者負担はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、利用に係る保護者負担は応能負担であり、教育・保育では負担も異なるが、同じ保育の利用であれば、家庭的保育、一般の保育所等、どの施設を利用しても同じであり、現在の保育所の基準を引き継ぎたいと考えている。負担額の徴収については、条例等で定める必要があるため、12月定例議会に上程したいと考えているとの答弁がありました。

委員会では、賛成できないとの意見がありましたので、起立採決を行い、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第55号、上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法に基づく保育給付の支給認定に関し、保育の必要性の認定基準を定めるものであり、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第56号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）については、まず、健康福祉部所管について、委員より、介護予防拠点施設整備事業交付金について伺いたいとの質疑があり、執行部より、第5期介護保険事業計画に基づき地域の公民館や集会所の改修・整備を行うもので、募集を行ったところ、松島の今泉多目的集会所と龍ヶ岳の瀬戸地区集会所から申請があり、予算計上したとの答弁がありました。

また、委員より、PBC含有機器廃棄物処理手数料と運搬費について伺いたいとの質疑があり、執行部より、樋島の老人福祉センターのキュービクル取りかえによりトランス2基を取りかえたが、うち1基については基準値を超えるPCBが含まれていることが検査により判明した。処分可能な場所が、九州管内では北九州の1社しかなかったため、その処分費と運搬費を計上したとの答弁がありました。

委員より、今回大矢野老人福祉センターのキュービクル取りかえ工事費も計上されているが、この予算にはPCBの処分費も含まれているのかとの質疑があり、執行部より、この工事費には含まれていないとの答弁がありました。

委員より、大矢野老人福祉センターのPCB処分費も必要になるのではないかと質疑があり、執行部より、樋島老人福祉センターについては、2基のうち1基のみPCBが含まれていたことから、全てに含まれているのではないと思われる。しかし、検査により含まれていることが判明した際には、樋島と大矢野分を一緒に処理したいと考えているとの答弁がありました。

次に教育部所管については、委員より、学習支援員報酬の減額について伺いたいとの質疑があり、執行部より、当初3名を予定していたが、うち1名が裁判所の調停委員になられ、フルタイムで勤務できないため減額したとの答弁がありました。

委員より、減額するのではなくほかの方をお願いをしなかったのか。また、2名で対応できるのかとの質疑があり、執行部より、校長OB等、ある程度経験のある方を探していたが、補充できる人材がいなかった。本来なら3名でお願いしたいが、補充できなかったため、2名がフルタイム、1名は短時間勤務で頑張っていたきたいとの答弁がありました。

また、委員より、伝統文化活性化補助業務委託料は国の補助金の不採択により減額されているが、今後どのような計画になっているのかとの質疑があり、執行部より、国の採択を受け、7月に基金条例にある14団体にアンケートを実施した。その結果、各団体が後継者不足を訴えられ、それを受け、一般財団法人地域創造の助成金を活用し、来年度、伝統芸能の映像化に向け、現在申請中である。また、市が主催するイベントで伝統芸能を紹介してはどうかとある議員から意見をいただいたので、来年度から、イベントにあわせ伝統文化も披露していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、予算計上した際に委員会を立ち上げ検討するとの答弁だったが、その組織もつくりえないのかとの質疑があり、執行部より、確かに補助が採択されれば委員会を立ち上げる予定だったが、不採択になったということで、検討委員会のかわりにアンケートを実施したとの答弁がありました。

委員より、市の単独予算で検討委員会だけでも設置し、存続に向けて検討していただくべきではないかとの意見もあり、執行部より、今後、検討したいと思いますとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第58号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）については、繰越金3億2,000万円について伺いたいとの質疑があり、執行部より、税務課による国保税の徴収率アップや、医療費が抑えられたことによるものであるとの答弁がありました。

委員より、前回の協議会では、一部を基金に繰り入れ、一部を一般会計に戻すという話だったがどうなったのかとの質疑があり、執行部より、法定外繰り入れ分の1億8,400万円を一般会計に戻すということで考えているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第59号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）については、繰越金や過年度の補助金返納分の計上であり、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第60号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）についても、繰越金や前年度の補助金の返納の計上であり、委員会で慎重に審査した結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第65号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についても、繰越金の計上であり、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第66号、平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員より、漏水調査を行っていると思うが、現状はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、5月に発注した調査では、松島19カ所、大矢野19カ所見つかри、有収率も数%上がっていることから、明らかに効果が出ている。25年度の有収率は74%だが、現在龍ヶ岳も発注しているため、今年度は80%まで引き上げたいとの答弁がありました。

委員より、漏水が見つかった場合、即工事を発注しているのかとの質疑があり、執行部より、現場にもよるが、工事ができる状況であれば即対応しているとの答弁がありました。

そのほか、委員より、電磁流量計の購入費を計上しているが、どのような方法で購入しているのかとの質疑があり、執行部より、メーカー数社から見積もりを徴集し、見積入札を行う予定であるとの答弁がありました。

委員より、見積入札とのことだが、購入する会社は決まっているのではないかとの質疑があり、執行部より、電気系統については設計した会社に修理をお願いしているが、流量計については、JIS規格に合うものであれば直接購入して交換したほうが経費削減になるため、今回は購入し

て修理を行うとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第67号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）については、委員より、看護専門学校建替事業費を大幅に増額補正しているが、予算計上する際どのように積算を行ったのかとの質疑があり、執行部より、病院内部で建築工事に係る物価版と看護学校の面積を定めた看護学校に関する施設基準というのがあり、学校部分はそれに基づいて積算を行った。寮の部分については、1部屋あたりの平米数を出し、部屋数を掛けて算出したとの答弁でありました。

また、委員より、看護学校建設については、病院運営審議会でどのような議論があったのかとの質疑があり、執行部より、先月の審議会において変更部分や収支計画等の説明を行い、最終的には了承いただいたとの答弁がありました。

委員より、審議会の結果を尊重したいと思うが、寮費の値上げについては、古くなるにつれて寮費を上げていく計画となっている。これまでよりも負担が増えるが、審議会では、初めから寮費を高くしてはどうかというような意見は出なかったのかとの質疑があり、執行部より、現在の建設費の見込みで試算しているため、今後、建設費や企業債の利息等が確定したところで再検討する予定である。また、現在の増額見込みの入学金等は全国的に見ても安いほうであるが、急激な値上げを計画した場合、学生が集まるかどうかという点もあり、その辺も踏まえつつ、値上げの計画をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、学生の環境整備は大事であり、するべきだと思うが、3億6,000万円という増額補正を簡単に承認できない。今後、25年間返済しなければならず、病院の経営を圧迫し影響が出ると考えられ、病院の経営自体に影響が出れば、看護学校どころの話ではなくなる。今後の負担を考えると、資材の高騰などの理由により3億円もの増額をするのではなく、看護学校の規模を縮小し、当初の予算枠で行うべきである。

また、25年度の決算を見る限りでは、少しではあるが患者が減少しているが、今後の見通しはどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、病院分として3億円程度交付税措置されている。現在の病院の経営状況や収支計画では、看護学校負担分は十分賄えると見込んでいるとの答弁がありました。

委員より、看護学校が大切なのはわかるが、将来的に病院を守っていけるのかというのが危惧され、病院自体に影響が出れば本末転倒である。できるだけ看護学校の規模を縮小し、事業費が膨れないようにしていただきたいが、今後、さらに事業費の増額は考えられるのかとの質疑があり、執行部より、現在設計中であり、突発的な事由がない限り、この金額で行えると考えているとの答弁がありました。

委員より、当初の計画の6階建てから5階建てに変更されている。5階建てから4階にはできなかったのか。また、個室ではなく相部屋にはできないのかとの質疑があり、執行部より、現在

80名の学生が寮を利用しているため、最低80室は必要であり、今後の学生確保やプライバシー等を考え個室で計画している。確かに相部屋であれば、若干建設費が減少すると考えられるが、看護学校内では、環境改善をするために80室で建設したいとの意見があり、御理解いただきたいとの答弁がありました。

委員より、寮の各個室にお風呂とトイレがつくと聞いたが、個室に設置した場合と、共同にした場合の光熱水費等の維持費、また、改定後の寮費で賄えるのかとの質疑があり、執行部より、光熱水費については各部屋にメーターを取りつけ、個人負担ということで計画している。当初は、各フロアに共同浴場とトイレを設置する計画であったが、決められた時間帯に入るには二、三時間必要であること、実習で時間が不規則になる等の理由や、維持費に関しては、大浴場であれば浴槽に水を張る必要があること、また、学生または看護学校で人を雇い掃除をするのかといった問題もある。建設会社から、建設費も余り変わらないとの話や、もろもろ検討した結果、各部屋に設置することで計画したとの答弁がありました。

また、委員より、アパート賃貸料を補正で計上した理由について伺いたいとの質疑があり、執行部より、看護学校本体にも寮があり、その男子学生5名と、女子学生が寮の二人部屋を三、四人で利用しており、余りにも窮屈であるということで、建設工事の間借りるため計上したとの答弁がありました。

そのほか、委員より、この看護学校の件だけではなく、最近ほかの事業でも変更や変更に伴う事業費の増額が多いように思う。執行部は、市民の税金を使って事業をやっていることを念頭に置いて、当初からもう少し慎重に設計や計画をお願いしたいとの意見がありました。

委員会では、承認できないという意見がありましたので、起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に議案第68号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の額の減少については、委員より、今回の資本金の額が減少することにより何か影響はあるのかとの質疑があり、執行部より、数字上だけの問題であり現金支出を伴わない赤字で、今回、資本金を減少させて赤字を相殺するものであるとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告いたします。

これで、文教厚生常任委員長報告を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

5番、田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） 委員長報告によりますと67号ですけれども、病院の増額はこれ以上な

いということでしたが、本会議においては、まだ設計が確定していない状況の中で、増額が絶対ないということがありえるのかという、そのようなことについては何も御意見はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） そのことについては、設計はまだ未完成ということでもあり、そういう中で、この金額内で設計をしていただくということで、その件の話も出ました。しかし、その金額内で建設を行いたい、増額はないというところで、今後、設計者と協議をして実行に移したいということでした。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） それはそういう回答だったかもしれませんが、まだ決まっていないうちに、これ以上ないということは、最初から上積み分を見てあるというような考え方もできるわけで、そういう面について、もう少し詳しい意見がなかったのかというのと、あくまでも3億6,000万円程度の金額を増額することに対しての、縮小の方向に考えるという意見がなかったのかなど。簡単に3億円と言いますが、うちの財政的にはかなり厳しい大きな金だと私は思いますので、当初14億円程度の予算で縮小する方向性の意見が出なかったのか、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） 金額の縮小は、そこまではありませんでした。結局その看護学校に必要な平米数、面積を絞ってもらったところ、以前の平米数より今回平米数を縮小して、6階から5階に縮小して行うということでした。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ質疑を終わります。

議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 議案第67号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）、看護学校建設整備増額補正について、原案に反対の立場で討論いたします。

看護学校整備計画は、平成26年、27年の2カ年計画であります。当初予算においては、6階建てで総事業費は14億円です。今回、3億6,400万円の増額が提示されています。総計で17億6,400万円になります。その理由として、地質調査の成果です。これは古い調査に基づいてやっていたので、ボーリング調査の追加が必要だと。当然、6階建ての建物をつくるんだったら、地質調査は当初から私は必要じゃないかと思うんですね、ボーリング調査はですね。

それと、解体工事の追加があります。これを見ると、外堀の樹木、浄化槽、建物内の備品の撤去、これも撤去費用の段階で大体取り組むべきでもあります。

その他、これらに伴う実施設計管理費の増です。本体工事の追加として、建設資材及び労務単価の上昇により、建築単価の上昇、そしてその資料を見ると、本体工事の単価増加率が余りにも高過ぎる。建築工事で32.6%、電気設備工事で83.2%、給排水設備工事で90.4%、空調設備工事で56.5%になっています。

この数値は、高いか低いかわかりませんが、疑問を感じております。そして、実施設計がまだできない段階での建設事業費の確定は、私は難しいのではないかと思います。

看護学校の総整備費の最終総額がまだ開示されていない。今の計画では、看護学校の総事業費17億6,400万円、利息を含むと21億円になります。5年据え置きで25年間の償還計画です。全額起債による計画です。償還は交付税が見込まれますが、今後市の人口は、10年後2万5,000人、20年後2万人と推定されております。市全体の交付金も減額が予想されております。これから先、償還の負担が病院本体の医療業務に影響しかねないのではないかと私は思います。将来的に病院を守っていけるのか。これ以上の事業費の増額内容、一部計画の変更も含めて、ぜひ、私は努力してもらいたいと思います。

これが、本予算に対する反対意見であります。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第53号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第56号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第58号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第59号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第60号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第65号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第66号、平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第67号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の額の減少についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第57号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算について反対の討論をいたします。

款15総務費目45企画費、宮津地区総合開発計画策定支援業務委託料540万円は、新図書館建

設のためとの説明がありました。大矢野町の森慈秀記念図書館の移転については賛成ですが、新しく箱物を建設するのには反対です。財政難の折、既存施設を使うなど、計画を見直すべきです。

また、款40商工費、前島大型開発に係る前島拠点施設設計委託料978万円についても、大型開発を見直し、縮小できるところは縮小すべきです。

さらに、職員をイタリアに派遣する特別旅費70万円など、地中海をイメージしてということですが、私には理解できません。

よって、議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算については反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長の報告は可決です。本件は、各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付していますように、各委員会の委員長より所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時04分